



発行 新潟県
号外 1
令和2年3月31日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 36 新潟県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則 (児童家庭課)
- 37 新潟県労働審議会規則の一部を改正する規則 (労政雇用課)

訓 令

- 10 新潟県情報処理システム運用規程の一部改正 (情報政策課)
- 11 新潟県青少年総合対策本部設置規程の一部改正 (児童家庭課)

告 示

- 372 新潟県広報広聴規程の一部改正 (知事部局広報広聴課)
- 373 新潟県売春防止対策本部設置要綱の一部改正 (児童家庭課)
- 374 新潟県資金前渡取扱規程の一部改正 (出納局管理課)
- 375 財務現金取扱員を置く課、その他の組織の指定の一部改正 (出納局管理課)

規 則

新潟県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第36号

新潟県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則

新潟県青少年健全育成審議会規則（昭和42年新潟県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>福祉保健部子ども家庭課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>福祉保健部児童家庭課</u> において処理する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県労働審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第37号

新潟県労働審議会規則の一部を改正する規則

新潟県労働審議会規則（昭和29年新潟県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部しごと定住促進課</u> において行う。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部労政雇用課</u> において行う。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

訓 令

- ◎新潟県訓令第10号
- ◎新潟県企業局訓令第3号
- ◎新潟県病院局訓令第2号
- ◎新潟県議会訓令第3号
- ◎新潟県教育委員会訓令第7号
- ◎新潟県警察本部訓令第8号
- ◎新潟県監査委員訓令第3号
- ◎新潟県人事委員会訓令第3号

本 庁
 地 域 機 関
 企 業 局
 病 院 局
 議 会 事 務 局
 教 育 庁
 教 育 機 関
 県 立 学 校
 警 察 本 部
 監 査 委 員 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県情報処理システム運用規程（平成12年3月新潟県訓令第3号、平成12年3月新潟県企業局訓令第2号、平成12年3月新潟県病院局訓令第2号、平成12年3月新潟県議会訓令第1号、平成12年3月新潟県教育長訓令第3号、平成12年3月新潟県警察本部訓令第3号、平成12年3月新潟県監査委員訓令第1号、平成12年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新 潟 県 知 事 花 角 英 世
 新 潟 県 企 業 管 理 者 桑 原 勝 史
 新 潟 県 病 院 事 業 管 理 者 岡 俊 幸
 新 潟 県 議 会 議 長 岩 村 良 一
 新 潟 県 教 育 委 員 会 教 育 長 稲 荷 善 之
 新 潟 県 警 察 本 部 長 花 岡 和 道
 新 潟 県 代 表 監 査 委 員 栗 山 和 廣
 新 潟 県 人 事 委 員 会 委 員 長 氏 家 信 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 庁内ローカルエリアネットワーク（以下「庁内LAN」という。）所管課等と地域機関等を接続してデータ通信を行うためにICT推進課長が管理するデータ通信網をいう。 (7)～(11) (略) (システム化等に関する基本方針の作成等) 第4条 知事政策局長は、情報処理システム化又は情報処理システムの変更（以下「システム化等」	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 庁内ローカルエリアネットワーク（以下「庁内LAN」という。）所管課等と地域機関等を接続してデータ通信を行うために情報政策課長が管理するデータ通信網をいう。 (7)～(11) (略) (システム化等に関する基本方針の作成等) 第4条 総務管理部長は、情報処理システム化又は情報処理システムの変更（以下「システム化等」

という。)に関する基本方針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

- 2 知事政策局長は、前項の規定により指針を定めるに当たっては、最高情報統括責任者の指示及び情報企画監の技術的助言を求めなければならない。
- 3 知事政策局長は、必要に応じ、指針の見直しを行うものとする。

(システム化等の計画の協議)

第5条の2 部局長(企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長を除く。)は、前条の規定によりシステム化等(軽微なものを除く。)の計画を策定しようとする場合は、別に定めるところにより知事政策局長に協議しなければならない。

- 2 部局長(企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長に限る。)は、前条の規定によりシステム化等(庁内LAN、端末機(ICT推進課長が管理するものに限る。))及び公開系システムを利用するものに限り、軽微なものを除く。)の計画を策定しようとする場合は、別に定めるところにより知事政策局長に協議しなければならない。
- 3 前2項の場合において、知事政策局長は、当該計画を策定しようとする部局長に対し、必要に応じ、技術的支援を行うものとする。

(システム化等の計画の協議に係る回答)

第6条 知事政策局長は、前条第1項又は第2項の規定による協議があった場合は、当該協議に係る計画について調査及び評価を行い、その結果を部局長に回答するものとする。

- 2 知事政策局長は、前項の規定により回答するに当たっては、必要に応じ、最高情報統括責任者の指示及び情報企画監の技術的助言を求めなければならない。

(システム化等及び情報処理システムの維持管理の分担)

第7条 システム化等及び情報処理システムの維持管理は、情報処理システムを所管する所管課長等(以下「システム所管課長等」という。)が行う。ただし、情報処理システムの対象が全庁的な場合又は高度な知識若しくは技術を必要とする場合であって、最高情報統括責任者が指示するときは、システム所管課長等とICT推進課長が共同で行うものとする。

- 2 ICT推進課長は、システム化等(第5条の2第1項又は第2項の規定による協議をしたものに限る。)をしてから相当期間を経過した情報処理システム又は効果が著しく減少した情報処理システムの見直しをシステム所管課長等に勧告できるものとする。

という。)に関する基本方針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

- 2 総務管理部長は、前項の規定により指針を定めるに当たっては、最高情報統括責任者の指示及び情報企画監の技術的助言を求めなければならない。
- 3 総務管理部長は、必要に応じ、指針の見直しを行うものとする。

(システム化等の計画の協議)

第5条の2 部局長(企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長を除く。)は、前条の規定によりシステム化等(軽微なものを除く。)の計画を策定しようとする場合は、別に定めるところにより総務管理部長に協議しなければならない。

- 2 部局長(企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長に限る。)は、前条の規定によりシステム化等(庁内LAN、端末機(情報政策課長が管理するものに限る。))及び公開系システムを利用するものに限り、軽微なものを除く。)の計画を策定しようとする場合は、別に定めるところにより総務管理部長に協議しなければならない。
- 3 前2項の場合において、総務管理部長は、当該計画を策定しようとする部局長に対し、必要に応じ、技術的支援を行うものとする。

(システム化等の計画の協議に係る回答)

第6条 総務管理部長は、前条第1項又は第2項の規定による協議があった場合は、当該協議に係る計画について調査及び評価を行い、その結果を部局長に回答するものとする。

- 2 総務管理部長は、前項の規定により回答するに当たっては、必要に応じ、最高情報統括責任者の指示及び情報企画監の技術的助言を求めなければならない。

(システム化等及び情報処理システムの維持管理の分担)

第7条 システム化等及び情報処理システムの維持管理は、情報処理システムを所管する所管課長等(以下「システム所管課長等」という。)が行う。ただし、情報処理システムの対象が全庁的な場合又は高度な知識若しくは技術を必要とする場合であって、最高情報統括責任者が指示するときは、システム所管課長等と情報政策課長が共同で行うものとする。

- 2 情報政策課長は、システム化等(第5条の2第1項又は第2項の規定による協議をしたものに限る。)をしてから相当期間を経過した情報処理システム又は効果が著しく減少した情報処理システムの見直しをシステム所管課長等に勧告できるものとする。

3 ICT推進課長及びシステム所管課長等は、システム化等及び情報処理システムの維持管理に必要な体制の整備に努めなければならない。

(情報処理システムの廃止)

第8条 第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムを廃止しようとする部局長は、別に定めるところにより知事政策局長に協議しなければならない。

2 知事政策局長は、前項の規定による協議があった場合は、当該協議に係る情報処理システムの廃止に伴い措置すべき事項を調査し、その結果を部局長に通知するものとする。

(データの管理)

第9条 (略)

2 前項に規定するシステム所管課長等は、データを記録した入出力帳票及び記録媒体(以下「データファイル」という。)について、ICT推進課長と協議の上、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(6) (略)

3 (略)

(庁内LAN等の利用の承認)

第12条 所管課長等は、次に掲げるものの新たな利用(第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムに係るものを除く。)をしようとするときは、ICT推進課長の承認を得なければならない。

(1) (略)

(2) 端末機(ICT推進課長が管理するものに限る。)

(3) (略)

2 前項の承認を得ようとする所管課長等は、別に定めるところによりICT推進課長に申請しなければならない。

(安全管理)

第14条 ICT推進課長は、常に情報処理システム及びその関連施設の安全管理に努め、事故防止に万全を期さなければならない。

2 (略)

(指導、助言等)

第15条 ICT推進課長は、情報処理システムの運用に関し必要と認めるときは、所管課長等に対し指導、助言若しくは調査を行い、又は報告を求めることができる。

(研修の実施)

第16条 ICT推進課長は、情報処理システムの運

3 情報政策課長及びシステム所管課長等は、システム化等及び情報処理システムの維持管理に必要な体制の整備に努めなければならない。

(情報処理システムの廃止)

第8条 第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムを廃止しようとする部局長は、別に定めるところにより総務管理部長に協議しなければならない。

2 総務管理部長は、前項の規定による協議があった場合は、当該協議に係る情報処理システムの廃止に伴い措置すべき事項を調査し、その結果を部局長に通知するものとする。

(データの管理)

第9条 (略)

2 前項に規定するシステム所管課長等は、データを記録した入出力帳票及び記録媒体(以下「データファイル」という。)について、情報政策課長と協議の上、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(6) (略)

3 (略)

(庁内LAN等の利用の承認)

第12条 所管課長等は、次に掲げるものの新たな利用(第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムに係るものを除く。)をしようとするときは、情報政策課長の承認を得なければならない。

(1) (略)

(2) 端末機(情報政策課長が管理するものに限る。)

(3) (略)

2 前項の承認を得ようとする所管課長等は、別に定めるところにより情報政策課長に申請しなければならない。

(安全管理)

第14条 情報政策課長は、常に情報処理システム及びその関連施設の安全管理に努め、事故防止に万全を期さなければならない。

2 (略)

(指導、助言等)

第15条 情報政策課長は、情報処理システムの運用に関し必要と認めるときは、所管課長等に対し指導、助言若しくは調査を行い、又は報告を求めることができる。

(研修の実施)

第16条 情報政策課長は、情報処理システムの運

<p>用に必要な要員を育成し、及び職員の情報処理システムに関する知識の向上を図るため、研修を実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、<u>知事政策局長</u>が別に定める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、システム所管課長等が管理する情報処理システム（第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をしたものに限る。）の運用について必要な事項は、部局長が<u>知事政策局長</u>と協議の上、別に定める。</p>	<p>に必要な要員を育成し、及び職員の情報処理システムに関する知識の向上を図るため、研修を実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、<u>総務管理部長</u>が別に定める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、システム所管課長等が管理する情報処理システム（第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をしたものに限る。）の運用について必要な事項は、部局長が<u>総務管理部長</u>と協議の上、別に定める。</p>
--	---

- ◎新潟県訓令第11号
- ◎新潟県教育委員会訓令第8号
- ◎新潟県警察本部訓令第9号

本 庁
 地 域 機 関
 教 育 庁 本 庁
 教 育 庁 出 先 機 関
 県 立 学 校
 警 察 本 部
 警 察 署

新潟県青少年総合対策本部設置規程（昭和39年3月新潟県訓令第4号、昭和39年3月新潟県教育長訓令第4号、昭和39年3月新潟県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花角 英世
 新潟県教育委員会教育長 稲荷 善之
 新潟県警察本部長 花岡 和道

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第7条 本部の庶務は、 <u>福祉保健部子ども家庭課</u> において処理する。 別表第2 （第4条関係） 国際課長 大学・私学振興課長 県民生活課長 福祉保健課長 医務薬事課長 健康対策課長 生活衛生課長 障害福祉課長 <u>子ども家庭課長</u> <u>しごと定住促進課長</u> 職業能力開発課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生徒指導課長 生涯学習推進課長 文化行政課長 保健体育課長 少年課長	(庶務) 第7条 本部の庶務は <u>福祉保健部児童家庭課</u> において処理する。 別表第2 （第4条関係） 国際課長 大学・私学振興課長 県民生活課長 福祉保健課長 医務薬事課長 健康対策課長 生活衛生課長 障害福祉課長 <u>児童家庭課長</u> <u>少子化対策課長</u> <u>労政雇用課長</u> 職業能力開発課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生徒指導課長 生涯学習推進課長 文化行政課長 保健体育課長 少年課長

告 示

◎新潟県告示第372号

新潟県広報広聴規程（平成2年6月新潟県告示第1654号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表 （第5条、第7条関係）		別表 （第5条、第7条関係）	
部 局	職	部 局	職
知事政策局 (略)	<u>政策企画課企画主幹</u> (略)	知事政策局 (略)	<u>政策課企画主幹</u> (略)

◎新潟県告示第373号

新潟県売春防止対策本部設置要綱（昭和32年12月新潟県告示第1731号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第9 本部の庶務は、 <u>福祉保健子ども家庭課</u> において処理する。	(庶務) 第9 本部の庶務は、 <u>福祉保健部児童家庭課</u> において処理する。

◎新潟県告示第374号

新潟県資金前渡取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第946号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(前渡資金の支出の決定) 第5条 資金前渡職員は、交際費に係る資金を支出しようとするときは、あらかじめ、別記第1号様式による資金前渡金執行決定票により決定しなければならない。	(前渡資金の支出の決定) 第5条 資金前渡職員は、交際費又は若草寮に入所する児童に係る経費に係る資金を支出しようとするときは、あらかじめ、別記第1号様式による資金前渡金執行決定票により決定しなければならない。
(支払) 第6条 (略) 2・3 (略) 4 資金前渡職員は、次に掲げる経費について、債権者との間で口座引落しの方法による支払を行う旨の取決めを行ったときは、口座引落しの方法により支払うことができる。 (1) 社会保険料 (2)～(5) (略)	(支払) 第6条 (略) 2・3 (略) 4 資金前渡職員は、次に掲げる経費について、債権者との間で口座引落しの方法による支払を行う旨の取り決めを行ったときは、口座引落しの方法により支払うことができる。 (1) 社会保険料 <u>(労働保険料を除く。)</u> (2)～(5) (略)
(支出命令者への報告) 第8条の2 (略) 2 <u>犯罪の捜査</u> に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速自動車国道の通行に係る料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費に係る資金（規則第126条第2項第1号に掲げるものを除く。）の前渡を受けた資金前渡職員は、毎月、交付を受けた資金について別記第2号様式による前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類及び保管金の現在高を証する書類を添付し、翌月15日までに当該経	(支出命令者への報告) 第8条の2 (略) 2 <u>若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査</u> に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速自動車国道の通行に係る料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費に係る資金（規則第126条第2項第1号に掲げるものを除く。）の前渡を受けた資金前渡職員は、毎月、交付を受けた資金について別記第2号様式による前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類及び保管金の現在高を証する

費に係る支出命令者に提出しなければならない。	書類を添付し、翌月15日までに当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。
3 (略)	3 (略)

◎新潟県告示第375号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第8条第1項第1号の規定により財務現金取扱員を置く課、その他の組織の指定（昭和57年3月新潟県告示第947号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第8条第1項第1号の規定により財務現金取扱員を置く課、その他の組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施し、新潟県財務規則（昭和39年新潟県規則第12号）第4条第1項第4号の規定により事務所出納員を置く所在地内事務所及び財務現金取扱員を置く課、事業所その他の組織指定（昭和39年3月新潟県告示第317号）は、昭和57年3月31日限り廃止する。	新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第8条第1項第1号の規定により財務現金取扱員を置く課、その他の組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施し、新潟県財務規則（昭和39年新潟県規則第12号）第4条第1項第4号の規定により事務所出納員を置く所在地内事務所及び財務現金取扱員を置く課、事業所その他の組織指定（昭和39年3月新潟県告示第317号）は、昭和57年3月31日限り廃止する。
<u>知事政策局地域政策課</u>	
〃 <u>I C T推進課</u>	
<u>総務管理部財政課</u>	
〃 <u>法務文書課</u>	<u>総務管理部法務文書課</u>
(略)	(略)
(略)	〃 <u>地域政策課</u>
〃 <u>文化振興課</u>	〃 <u>情報政策課</u>
〃 <u>震災復興支援課</u>	(略)
(略)	〃 <u>文化振興課</u>
〃 <u>子ども家庭課</u>	(略)
(略)	〃 <u>児童家庭課</u>
消費生活センター	消費生活センター
<u>総務管理部法務文書課歴史公文書室</u>	
(略)	(略)